

平成30年第2回熊野町議会全員協議会

会議録

1.招集年月日 平成30年2月20日

2.招集の場所 第1委員会室

3.開会年月日 平成30年2月20日

4.出席議員(16名)

1番 尺 田 耕 平	2番 竹 爪 憲 吾
3番 立 花 慶 三	4番 諏訪本 光
5番 沖 田 ゆかり	6番 片 川 学
7番 時 光 良 造	8番 民 法 正 則
9番 荒 瀧 穂 積	10番 大瀬戸 宏 樹
11番 藤 本 哲 智	12番 山 野 千佳子
13番 久保隅 逸 郎	14番 中 原 裕 侑
15番 馬 上 勝 登	16番 山 吹 富 邦

5.欠席議員(0名)

6.本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 三 村 伸 一

7.説明のため出席した者の職氏名

【総務部】

(1)平成30年度当初予算について(報告)

(2)町制施行100周年事業について(報告)

(3)生活福祉交通「おでかけ号」について(報告)

町 長	三 村 裕 史
副 町 長	内 田 充
教 育 長	林 保

総務部長	岩田秀次
企画担当部長	宗條勲
総務部次長	西村隆雄
財務課長	桐木和義
地域振興課長	西岡隆司
企画担当課長	西川伸一郎

【建設部・水道部】

(4) 熊野町地区計画について(報告)

(5) 水道事業の広域連携について(報告)

町長	三村裕史
副町長	内田充
教育長	林保
建設部長	沖田浩
総務部長	岩田秀次
企画担当部長	宗條勲
建設部次長	貞永治夫
建設部技術次長	林武史
総務部次長	西村隆雄
都市整備課長	穂坂俊彦
上下水道課長	寺垣内栄作
建設部主幹	桑垣誠

【民生部】

(6) 障害者保健福祉計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画について(報告)

(7) 高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画について(協議)

(8) 国民健康保険事業について(協議)

町長	三村裕史
副町長	内田充
教育長	林保
民生部長	光本一也

総務部長	岩田秀次
企画担当部長	宗條勲
民生部次長	時光良弘
総務部次長	西村隆雄
高齢者支援課長	加島朋代
住民課長	堀野辰夫
税務課長	立花太郎

【総務部・民生部】

( 9 ) 定住促進拠点施設等の整備・運営について(協議)

町長	三村裕史
副町長	内田充
教育長	林保
企画担当部長	宗條勲
総務部長	岩田秀次
民生部長	光本一也
総務部次長	西村隆雄
建設部技術次長	林武史
企画担当課長	西川伸一郎
子育て・健康推進課長	隼田雅治
地域振興課長	西岡隆司

【建設部】

( 10 ) 西部ふれあい広場の設置及び管理について(協議)

町長	三村裕史
副町長	内田充
教育長	林保
建設部長	沖田浩
総務部長	岩田秀次
企画担当部長	宗條勲
建設部次長	貞永治夫
建設部技術次長	林武史

総務部次長

西村隆雄

都市整備課長

穂坂俊彦

~~~~~

## 8. 案件

### 【総務部】

- ( 1 ) 平成30年度当初予算について(報告)
- ( 2 ) 町制施行100周年事業について(報告)
- ( 3 ) 生活福祉交通「おでかけ号」について(報告)

### 【建設部・水道部】

- ( 4 ) 熊野町地区計画について(報告)
- ( 5 ) 水道事業の広域連携について(報告)

### 【民生部】

- ( 6 ) 障害者保健福祉計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画について(報告)
- ( 7 ) 高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画について(協議)
- ( 8 ) 国民健康保険事業について(協議)

### 【総務部・民生部】

- ( 9 ) 定住促進拠点施設等の整備・運営について(協議)

### 【建設部】

- ( 10 ) 西部ふれあい広場の設置及び管理について(協議)

### 【議会】

- ( 11 ) 熊野町選挙管理委員及び補充員の選挙について(協議)
- ( 12 ) 各常任委員会の活動状況について(報告)
- ( 13 ) 議会運営委員会の活動状況について(報告)
- ( 14 ) 議会広報特別委員会の活動状況について(報告)
- ( 15 ) 広島県後期高齢者医療広域連合議会について(報告)
- ( 16 ) その他

~~~~~

## 9. 議事の内容

(開会 9時30分)

議長（山吹） おはようございます。議員の皆様方、また執行部の皆様方におかれましては、本日は大変お忙しい中を全員協議会にお集まりいただき、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会では、執行部から報告案件6件、協議案件4件についてそれぞれ説明を受けることとし、後ほど議会からの案件について御協議をいただきたいと思います。皆様方からさまざまな御意見をいただきながら円滑に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、協議会の開会に当たりまして、町長から発言の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。町長。

~~~~~  
町長（三村） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ御参集賜り、まことにありがとうございます。

案件説明の前に、私から2点ほど御報告をさせていただきます。

まず1点目は、下水道使用料の賦課処分に係る審査請求に関してでございます。この審査請求に関しましては、昨年7月に町議会に諮問した上で、既に棄却判決を行っておりますが、このたび、当該審査請求者から、これを不服として損害賠償請求訴訟が提起されました。今後は顧問弁護士に対応を依頼するとともに、公判におきまして、町の事務に違法性のないことを主張してまいりたいと思います。

続きまして、2点目は土砂法に基づく基礎調査についてでございます。この調査では、「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」、いわゆる「イエローゾーン」と「レッドゾーン」が指定されております。そして、こうした警戒区域等に指定された土地では、利用に関する法規制や土地取引の際の重要事項となることなどから、その影響を固定資産税の評価に反映する動きも広がっておりまして、本町に接する自治体でも固定資産税の補正を行うこととされております。このため、本町におきましても、区域指定が確定している第四小学校区の対象土地について、平成30年度課税分から所要の補正を導入することといたします。

なお、本年度調査の第二小学校区に関しましては、去る1月26日、東部地域健康センターにおいて、60人余の参加者のもとに説明会が実施され、3月には指定告示の予定となっております。

さて、本日は10件について報告または協議をさせていただきます。

まず1件目は、平成30年度当初予算についてでございます。予算案の概要を説明いたします。

2件目は、町制施行100周年記念事業についてでございます。事業の概要について説明をいたします。

3件目は、生活福祉交通「おでかけ号」についてでございます。利用状況と試験運行について説明いたします。

4件目は、熊野町地区計画についてでございます。出来庭二丁目及び三丁目の地区計画の策定について説明をいたします。

5件目は、水道事業の広域連携についてでございます。水道事業の広域連携に係る状況について御説明いたします。

6件目は、障害者保健福祉計画並びに第5期障害者福祉計画、そして第1期障害児福祉計画についてでございます。計画案の概要について御説明いたします。

7件目は、高齢者福祉計画、そして第7期介護保険事業計画についてでございます。計画案の概要及び関係条例の改正等について説明をさせていただきます。

8件目は、国民健康保険事業についてでございます。国民健康保険制度改革に伴う平成30年度の保険税率の改正について協議をさせていただきます。

9件目は、定住促進拠点施設等の整備・運営についてでございます。施設の整備状況と運営内容について協議をさせていただきます。

最後の10件目は、西部ふれあい広場の設置及び管理についてでございます。広場の設置及び管理について協議をさせていただきます。

以上、10件につきまして、報告または協議をさせていただきます。議員の皆様方から御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） それでは、早速協議に移ります。

報告案件、平成30年度当初予算について、執行部から説明を受けたいと思います。

内田副町長。

~~~~~

副町長（内田） それでは、平成30年度当初予算につきまして、その概要を資料1により説明を申し上げます。

まず、予算編成の基本的な考え方ですが、限られた財源により、第5次熊野町総合計画に沿った取り組みを引き続き推進してまいります。町財政を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にありますが、選択と集中を図るとともに、既存事業の歳出削減に努めて、健全財政の維持に努めることといたします。こうした考えのもとに予算編成を行った結果、一般会計の予算規模は9億7,200万円となっております。本年度当初予算額8億700万円に対し、13.1%の増となっております。

次に、主要事業を部門ごとに御説明申し上げます。表に記載のとおりですが、主なものを御説明させていただきます。

まず、総務部です。

災害予防及び応急対策事業は、第二小学校区について、広島県から土砂災害危険箇所図等が示されたため、ハザードマップを作成いたします。また、防災行政無線デジタル化への移行に伴う工事等は、財源である緊急防災・減災事業債が平成32年度までしか担保されていないことから、平成31年度までの2カ年で実施をしております。

町制施行100周年記念事業につきましては、後ほど説明のほうをさせていただきたいと思っております。

筆の里工房事業は、大規模な空調設備の改修及び開館当初からの常設展示室のリニューアル化を平成31年度までの2カ年で実施し、新たな事業展開をしております。

次に、民生部です。

住民基本台帳等事業は、マイナンバーカードを活用した住民票、戸籍、印鑑証明、所得証明等のコンビニ交付を平成31年3月から導入することとしております。現在、住民票等の交付については、役場住民課、出張所窓口で職員の勤務時間内に限られておりますが、全国のコンビニ店舗で年末年始を除く6時30分から23時までの交付が可能となり、町外に勤務する住民の利便性が飛躍的に向上するものでございます。

保育所整備事業は、認定こども園に移行予定の第二聖徳幼稚園の施設整備事業の補助をするものでございます。

子育て支援センター事業は、西部健康センターから西公民館跡地に場所を移転し、町の直営で運営することにより、子育て家庭等に対する育児支援等の充実を図ってまいります。

健康づくり・介護予防ポイント事業は、熊野町に住所を有する40歳以上の方を対象に、高齢者等の健康づくり、介護予防、ボランティア活動に対しポイントを付与し、奨

励金等を還元する事業で、心身ともにより生き生きと健やかに生活することで、熊野町の健康寿命の延伸を目指してまいります。

次に、建設部です。

町道深原公園線・鞘ノ河内工区新設事業は、平成32年度完成予定の県道瀬野呉線バイパスから深原地区準工業地域へのアクセス道路を整備いたします。

町道局部改良事業は、通学路の歩道の切り下げや、交差点の隅切り、狭隘道路の部分的な拡幅等を実施し、道路交通の利便性と安全性を高めてまいります。

筆の里工房周辺整備事業は、本町の地域資源である「筆」、「食」、「自然」、「人」と連携しつつ、隣接する筆の歴史と文化の展示・学習施設である筆の里工房と一体となった体験交流を中心とする観光拠点施設として公園整備を推進し、地域活力の向上を目指してまいります。

また、子育て世代「住むならくまの」応援事業により、子育て世代の定住を引き続き促進してまいります。

次に、教育部です。

学校教育振興事業は、平成32年度から実施される小学校外国語科導入に向けて、外国語指導助手を1名増員、配置いたし、先行実施することで外国語教育の充実、異文化理解の促進を図ってまいります。

小・中学校大規模改造事業は、第一小学校東校舎大規模改造工事、熊野東中学校普通教室棟大規模改造工事・第一期、工事監理委託及び、小・中学校のエアコン設置実施設計を実施いたします。

社会体育施設管理事業は、生涯スポーツ振興の活動拠点となる熊野町民グラウンドの水はけ改善のためグラウンド改修工事や、グラウンドゴルフコース実施設計業務を実施いたします。

続きまして、歳入、歳出の概要を当初予算比較により御説明を申し上げます。

まず、歳入のうち国庫支出金は、学校施設環境改善交付金の増、保育所等整備交付金の増などにより27.3%増の14億3,800万円、町債は、防災行政無線デジタル化への移行のための緊急防災・減災事業債の増、小・中学校大規模改造事業のための学校施設等整備事業債の増、都市再生整備事業のための公共事業等債の皆減などにより、62.5%増の9億1,500万円を予定しております。このうち、後年に交付税措置のある臨時財政対策債については3億3,300万円を見込んでおります。



次に、歳出です。

まず、総務費は28%増の12億7,100万円。筆の里工房の空調設備及び常設展示室の改修工事实施による経費の増や、町制施行100周年記念事業の増などによります。

民生費は、9.0%増の36億4,700万円。認定こども園に移行予定の第二聖徳幼稚園の施設整備の補助の増、障害者総合支援事業における扶助費の増、都市再生整備事業の終了に伴う皆減、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業の皆減などによります。

衛生費は、7.9%減の6億2,000万円。長寿命化の工事終了に伴う安芸地区広域ごみ焼却場事業負担金の減、呉市連携事業として実施する呉市斎場の広域利用に伴う葬祭費補助金の減などによります。

土木費は、20.3%増の9億1,200万円。筆の里工房周辺整備事業の増、深原公園線の増、都市再生整備事業の終了に伴う皆減などによります。

消防費は、46.6%増の5億2,200万円。第二小学校区ハザードマップ作成費用の増や、防災行政無線デジタル化への移行に要する費用の増などによります。

教育費は、22.8%増の12億3,200万円。第一小学校及び東中学校の大規模改造事業の増、社会体育施設管理事業の増、町民会館施設管理事業の減などによります。

公債費は、0.8%減の6億3,700万円。平成26年度臨時財政対策債の元金償還の増、平成26年度公共事業等債及び、平成27年度臨時財政対策債等の元金償還開始による増、低利率での借入による利子の減が主な要因でございます。

現時点における平成30年度当初予算の編成状況は以上のとおりでございます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

~~~~~

議長（山吹） それでは、平成30年度当初予算については、執行部から現時点における編成状況の説明が終わりましたが、この件に関しましては3月の定例会において改めて執行部に対して詳細な説明を求めることとし、次の報告に移りたいと思います。

報告案件、町制施行100周年事業について、執行部から説明を受けたいと思います。

宗條企画担当部長。

~~~~~

企画担当部長（宗條） 報告案件の2番目、町制施行100周年事業につきまして御説明いたします。右上に資料2とあるものをごらんください。

この事業につきましては、町制施行100周年の大きな節目を町を挙げて祝うとともに、まちの歴史や先人たちの功績といった、本町の伝統や魅力を改めて認識し、まちを誇りに思い、愛着をさらに深め、次代を担う子供たちが未来に向けて夢や希望を育む機会とすること。そして、住民がこの事業に主体的に参画することで、まちのさらなる発展に向けて躍進する契機とする。このような目的で実施をしております。

次に、実施方針。事業を展開する上での主眼でございますが、「次世代への継承」と「住民参画」に置いてございます。

事業の構成は、(1)の記念式典、(2)の記念イベント、(3)の記念事業の広報・PR事業、そして(4)の記念出版・制作等。この4構成としております。

事業期間は、本年4月から来年3月までの1年間といたします。なお、既に一部、先行実施しているものがございます。

推進体制は、庁内では企画担当のほか、プロジェクトチーム等を設置してございます。協働体制といたしまして、記念事業懇話会と、その下部組織として二つの実行委員会を設けており、各界の代表者に御参画いただき、御支援をいただいているところでございます。また、各イベントの主催者にも冠事業としての御協力をいただきたいと、そのように考えております。

資料右側をごらんください。各事業等の概要について御説明いたします。

記念式典は、11月10日土曜日に町民会館で実施いたします。式典、功労者表彰等を初め、オープニングやエンディングの演出、自衛隊の音楽隊によるアトラクション等を予定しております。あわせて、記念事業に関連します諸情報や町制施行70周年の際に埋められたタイムカプセルなどの展示を行ってまいります。時期がまいりましたら御案内をさせていただきますので、御出席いただきますよう、よろしく願いをいたします。

次に、記念イベントでございますが、企画イベントといたしまして、5月3日、平和大通りで開催されるフラワーフェスティバル『花の総合パレード』に参加いたします。子供会、中高生、彼岸船保存会、女性会の協力のもと、彼岸船と筆おどり隊などによるパレードを実施いたします。

8月には夏期巡回ラジオ体操の招致、お盆の15日には夏まつりを開催いたします。過去には青年会が中心となり盆踊りを実施していましたが、それが絶えて久しく、現在では一部の地区での実施となっております。記念事業として全町的な夏まつりを開催

し、町民の交流の場、旧交を温める場づくりを行ってまいります。

9月10日、中学生約600人がギネス記録に挑戦します。「世界最大人数で行う絵手紙教室」に挑戦すべく、ギネス事務局に申請を行っているところでございます。

10月には、NHK全国放送のラジオ番組を招致いたします。町制施行から100年目となる10月1日には、役場エントランスホールにおいて施行日を記念する当日イベントを行ってまいります。

11月4日には、筆の里工房の庭園で記念植樹を行い、翌年3月21日の「筆の日記念式典」をクローゼイブントとして、100周年事業に幕をおろす予定としております。

その他、時期は未定でございますが、平谷地区に民間が設置するサッカー練習場におきまして、女子サッカーチーム「アンジュビオレ広島」との交流会を実施できればと、そのように考えております。

次に、冠事業・関連イベントでございます。5月26日に熊野町ウオーキング大会、8月18日に地域住民のためのコンサート、次のページでございますが、10月26・27日に和文化教育第15回全国大会広島県熊野町大会、11月10日、記念式典の第2部として100周年記念文化イベント。これらの新たな冠事業を加えた各種事業・イベントを断続的に実施いたします。

筆の里工房におきましては、4月から6月まで「竹久夢二の詩と画の世界」、7月から9月まで「アートたけし展」、9月から11月まで「筆が奏でる琳派の美」を、100周年記念企画展として実施いたします。

記念事業の広報・PR事業としましては、ロゴマークを作成し、100周年の周知に活用しております。引き続き、ポスター掲示、横断幕やのぼり旗、公用車用マグネットなどを制作して広報・PRを行ってまいります。広報くまのにおきましても、100周年記念特集を組み、熊野町観光大使「ふでりん」も装いを新たにしてPRの強化を図ってまいります。

そのほか、マツダスタジアムで行われる「わがまち魅力発信隊出演事業」に応募し、スタジアムの大型ビジョンの画像などを通じ、100周年を迎える本町をPRできればと考えております。

続いて、記念出版、制作等でございますが、スマートフォンのコミュニケーションアプリとして広く利用されておりますラインで使われるラインスタンプを制作いたしました

た。準備ができ次第、販売を開始してまいります。

記念誌につきましては、まちの100年を振り返るとともに、まちを支えてきた「人」、まちの特徴的な「情景」、未来を描いた「絵画」を軸に、町の魅力を再発見し、まちを愛する思いや誇りを次世代につなぐものとなるような内容で編集を行っているところでございます。

児童による絵本の制作も進めております。熊野町における説話や生活史などを掘り起こし、絵本として残すことで、地域の歴史や文化を次世代に継承していくことを目的とするもので、3種類の絵本に仕上げる予定としております。

そのほか、記念切手の制作、100周年のロゴ入りポロシャツの着用、オリジナルの婚姻届・出生届などにより100周年の周知に引き続き努めてまいります。

また、住民の皆様には100周年記念事業を御提案いただくことを目的に、主体的な企画実施事業に対し、100周年冠事業等補助金の交付を行い、100周年記念事業への住民参画の広がりを図ってまいりたいと考えております。

町制施行100周年事業の全体像について御説明いたしました。それぞれの内容は、諸事情により今後変更する場合がございます。この点、御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について、質疑があればお願いいたします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、町制施行100周年事業については、この記念事業によりその目的を達し、実施方針である次世代への継承、住民参画がより一層図られることを要望し、次の報告に移りたいと思います。

報告案件、生活福祉交通「おでかけ号」について、執行部から説明を受けたいと思います。宗條企画担当部長。

~~~~~  
企画担当部長（宗條） 報告案件の3番目、生活福祉交通「おでかけ号」につきまして、御説明いたします。右上に資料3とあるものをごらんください。

本日は、平成25年度の運行開始以来5年が経過いたします「おでかけ号」の利用状

況と、これに基づき、来年度早々の実施を考えております試験運行につきまして御説明いたします。

まず初めに、「おでかけ号」の利用状況でございます。資料左側の図表をごらんください。

まず、「おでかけ号」利用者状況の表でございますが、横に年度と平均、縦に始発便から最終便までの利用者数を記載しております。この表の一番下の合計の行、各年度の利用者総数となりますが、平成26年度7,100人強、平成27年度と28年度はいずれも7,500人強の利用であり、増加傾向にございます。同じくこの表の縦列、「平均」をごらんいただきますと、午前中の便に利用が集中し、便を追うにつれて利用が減少しているということがわかります。東部地域では第1便が683人に対し、最終便は81人、中央地域では1,181人に対し163人、西部地域では440人に対し264人といった状況となっており、それぞれの地域の最終便の利用者の総数は、第1便の利用者総数の約22%の利用にとどまっております。

下のグラフは、始発便から最終便までのそれぞれの便について、各年度の利用状況を表したもので、第1便から第3便までは年を追って増加傾向に、第4便以降は減少傾向にございます。

こうした利用実態を踏まえまして、「おでかけ号」の利便性向上を図る観点から設置いたします生活福祉交通協議会での御協議をもとに、運行見直しの判断材料を収集する試験運行を実施する運びとなったものでございます。

資料右側の試験運行内容をごらんください。町内を3地区に分けて運行する「おでかけ号」の、各地域のダイヤを掲載したものでございます。

中央地域とある左上の図から時計回りでごらんいただきますと、中央地域の右に東部地域の図、その下に西部地域の図、最後の図は月曜日のダイヤをあらわした図です。月曜日に限りまして、午前は東部地域、午後は西部地域と区域を分けて運行いたしますので、この4パターンでの運行となっております。

試験運行は、利用の多い午前中に1便追加し、逆に利用の少ない最終便を1便減らすダイヤで行いたいと考えております。現在9時に出発する始発を8時発とし、既に定着している9時以降の運行便のダイヤは変更いたしません。

中央地域から、順に御説明いたします。中央地域は1便当たりの所要時間が他の地域よりも長いたため、1日当たり5便の運行体制としております。その関係もあり、午前は

8時発の便を追加した4便、午後は最終便の14時45分を減らした1便となります。

次に、東部地域は、午前は8時発の便を追加した4便、午後は15時発の最終便を減らした2便の、合計6便といたします。

その下、西部地域につきましても東部地域と同様に、午前は8時発の便を追加した4便、午後は15時発の最終便を減らした2便の、合計6便といたします。

最後の図、月曜日の運行ですが、現行は、午前に東部地域で3便、午後に西部地域で3便の運行体制となっておりますが、これを東部地域の午前の運行に8時発の便を追加し、現行の午前の最終便11時発の便は西部地域での運行に変更し、西部地域の最終便15時発の便を減らします。これによりまして、月曜日の運行は、現行どおり東部地域、西部地域とも各3便を確保いたします。

今回の試験運行で設ける8時発の便の利用想定でございますが、現在の利用状況を見ますと、医療施設及び商業施設が主な目的地と思われれます。これらの施設は9時からの営業とする施設が大半でございますが、医療施設の多くは8時からの受付としておりますので、8時発の便の需要は見込めるものと考えております。これにより、現行の1便に集中していた利用が、試験運行の便の第1便と第2便にある程度分散すると思われれますので、利用が多い区間においても、新規利用者への対応が可能となってまいります。

現在、最終便を利用されている方には早い時間の便に変更をお願いすることになりますので、試験運行を開始するまでの間、十分な周知に努めるとともに、あわせてアンケート調査で御意見を伺い、これも運行見直しの判断材料とすることとしております。

今後のスケジュールでございますが、平成30年4月2日から試験運行を開始し、4月と5月の2カ月の間に、試験運行ダイヤでの利用者へのアンケート調査や利用実態調査を行い、それらをもとに6月に開催予定の生活福祉交通協議会において、以後の運行のあり方等について御協議をいただく予定としております。

説明は、以上でございます。

議長（山吹） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があれば  
お願いします。立花議員。

3番（立花） この利用状況を見せていただいたら、平均でいくと7,400というのは、  
全体で1日の間に熊野町で20人、約21か20ぐらいの人が利用されているとい

うことでよろしいのでしょうか。

議長（山吹） 西岡地域振興課長。

地域振興課長（西岡） 1便当たり平成28年度ですと5.6人となっております。5.6人ですので、東部、西部につきましては三十数名が1日に利用されているということになります。

以上でございます。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 5.6人が今の1便、午前中に回すということになると、目標としてはどれくらい予定されているのか。それと、そのことによってタクシーを利用されておられたのか、利用を控えておられるというのは、タクシーを使用される人が減少されるというようなことはある程度数値的に予定というか、把握をしておられるか、そこをちょっと教えていただければと思います。

議長（山吹） 西岡地域振興課長。

地域振興課長（西岡） 今回の試験運行におきまして、新規におでかけ号を利用される方の想定でございます。今現在、年間約7,500の方が利用されておりますが、現行での最終便の方につきましては、利用されている方につきましては、最終便以前の午前中とか午後の試験運行での最終便を利用いただくということでお願いしていきたいと思っております。それに午前中の8時発を新規に設けるということで、年間240日運行しておりますので、1日2名ふえるという想定をいたしまして、約8,000の方がおでかけ号を御利用していただけるものではないかと考えております。

以上でございます。

済みません、タクシー事業者の方につきましては、今現在、二つの事業所のタクシー業者におでかけ号を運行していただいております。この事業者の方につきましては、生活福祉交通協議会のほうに委員として参画いただいておりますので、タクシー便が仮に減

るということになっても、それについては承諾いただいているというところでございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、生活福祉交通「おでかけ号」については執行部から試験運行の概要についての説明が終わりました。詳細については事業の進捗に合わせ、今後も適宜報告されるよう要望します。

暫時休憩いたします。

（休憩 10時06分）

（再開 10時08分）

議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

報告案件、熊野町地区計画について、執行部から説明を受けたいと思います。

沖田建設部長。

~~~~~

建設部長（沖田） それでは、報告案件の4番目、熊野町地区計画について御説明いたします。

それでは資料4 - をごらんください。

まず、1、町内の地区計画の決定状況でございますが、地区計画とは、区域区分、いわゆる線引き、それや用途地域などの既成の町の都市計画を前提として、住民や民間事業者の意向を反映しながら、熊野町都市計画マスタープラン等の上位計画を踏まえ、町が地区の特性に応じたきめ細かい計画を策定し、地区内の建築物を規制・誘導して、住みよい特色あるまちづくりを総合的に進めるための制度でございます。現在、熊野町では次の表のとおり、3カ所の地区区域について地区計画を定めております。

資料の右側の図1、地区計画位置図を御確認ください。

深原産業団地地区でございますが、これは東広島市黒瀬町との境付近、熊野町環境センター西側の現熊野産業団地となります。流通業務を主体とした産業団地の形成を目指し、町の地域産業の活性化を図ることを目標とした地区計画となっております。

次に、出来庭二丁目地区でございますが、現在のディスカウントストアを含む地区



となっております。この地区につきましては後ほど詳細を説明いたします。

次に、川角三丁目地区・呉地三丁目地区でございますが、これは皇帝ハイツの町道昭和線からの入り口付近から北側の、現在、サービス付高齢者向け住宅が建つ地域を含む地区となっております。本地域は昭和40年代の熊野団地造成を機に急激に市街化が促進された背景から、今後、急速な高齢化が進むため、高齢化社会に対応したゆとりある住環境の形成を図り、周辺の良い自然環境との調和に配慮したまちづくりを目標としています。

続きまして、2、出来庭二丁目地区地区計画の変更についてでございます。資料右側の図2、出来庭二丁目地区地区計画の変更案もあわせてごらんください。

先ほど場所の説明を行いました出来庭二丁目地区は、平成22年11月に地区計画が定められた地区で、隣接する出来庭三丁目地区とともに、現在、拡幅改良整備中である県道矢野安浦線沿線に位置し、平成25年度には熊野団地から町道呉出来線を連絡する町道出来庭川角中央線の整備が完了し、利便性が大きく向上した地区となりました。

こうした状況から、今回、熊野町都市計画マスタープランに沿って、緑色の線で囲まれた出来庭二丁目地区地区計画区域に、青色横線の出来庭三丁目地区を追加して市街地として誘導するため、現行の計画に定める地区の区分について、の市街地誘導地区を拡大するとともに、の産業振興地区を追加し、この地区を産業振興・定住促進につながる地区に誘導しようとするものです。

また、今回の区域拡大に伴い、地区計画の名称を「出来庭二丁目地区・出来庭三丁目地区」に改めることとしています。

具体的な内容といたしましては、資料4 - の新旧対照表のとおりでございますが、の市街地誘導地区については、建築物の用途や高さの制限は第1種住居地域と全く同様の建築制限を、またの産業振興地区については、第1種住居地域の制限に周辺環境を悪化させることのない軽工業のみを許容した制限となっております。

続いて、3、地区計画策定のスケジュールについてでございますが、昨年4月から地元協議等を進め、同年12月14日、県知事に対し事前協議を行いました。その後、先月10日付で異議のない旨の回答をいただいたため、翌11日から25日までの期間で地区計画の手続に関する縦覧を行いました。その間の縦覧者は3名、意見書の提出はございませんでした。

この縦覧結果に伴い、今月1日、県知事に対し本協議を提出し、現在、今月の13日

から27日までの期間で地区計画の内容に関する縦覧を行っております。現時点では、縦覧者及び意見書の提出はございません。

今後は、この縦覧終了後、縦覧結果をもって熊野町都市計画審議会へ諮問し、異議のない旨の答申をいただければ、4月1日に決定の告示を行う予定としております。

なお、地区計画を変更した場合、熊野町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正が必要となりますので、3月議会にこの条例改正案を上程し、都市計画決定にあわせ条例を施行する予定でございます。

説明は以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いいたします。沖田議員。

~~~~~

5番（沖田） この地区計画についてなんですけれども、これは立地適正化計画に基づくものと考えていいのか、それとも別と考えていいのかをお伺いいたします。

~~~~~

議長（山吹） 沖田建設部長。

~~~~~

建設部長（沖田） 都市計画マスタープランに基づくものではございますけれども、その上位計画として町の総合計画がございます。それに基づいて都市計画マスタープランを作成いたしまして、その中で市街地を誘導する地区と位置づけられておりますので、その計画に基づいて今回の地区計画の拡大を今進めておるところでございます。

~~~~~

議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~

5番（沖田） 済みません、それはわかってるんですが、この計画をつくるのに当たって立地適正化計画に基づいているのか、そうじゃないのかということが知りたいんですけど。立地適正化計画に基づいているんですかということです。

~~~~~

議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

~~~~~

都市整備課長（穂坂） 熊野町におきましては、立地適正化計画は定めておりません。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~

5番（沖田） わかりました。

それでは、今後、町内の中で大きく利便性が向上するというような地区が出てきたら、またこういうことが、変更ということがあるというふうに考えてよろしいですね。

~~~~~

議長（山吹） 沖田建設部長。

~~~~~

建設部長（沖田） その中で、原則的に今現在調整区域の区域でございます。今回は矢野安浦線の改良事業に伴って利便性が向上した地区でございますけれども、こういった地区につきまして、原則的には民間業者のほうからそういう提案があったら順番に地区計画を広げたり、新たに定めたりということになるかと思えます。

以上です。

~~~~~

議長（山吹） ほかにありませんか。立花議員。

~~~~~

3番（立花） 今のと同じようなことだろうと思うんですが、産業振興地区というのは、総合計画では東部地区というように定めるとなっていると思うんですけども、同じように、これからも産業振興地域というのは、いろんなところでまたその都度出てくるということでもよろしいんでしょうか。

~~~~~

議長（山吹） 沖田建設部長。

~~~~~

建設部長（沖田） 熊野町都市計画の中で定めます地区計画におきまして、要はその必要があれば同じように定めることになるとは思いますが、原則的には住居関係の性格を持った地区計画を進めるということになるとは思いますが、今回につきましては、今現在東部地区に準住居地域という用途地域がございますけれども、それに準じ

た用途にはしておりますけれども、その中で十分制限を加えた、周辺の住環境に影響がないように、建築条例のほうで規制をかけていくということに計画しておるところでございます。

以上です。

議長（山吹） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、熊野町地区計画については、ただいま計画の策定案の説明を受けましたが、引き続き円滑に事務を進めるよう要望し、次の報告に移りたいと思います。

報告案件、水道事業の広域連携について、執行部から説明を受けたいと思います。

沖田建設部長。

建設部長（沖田） それでは、報告案件の5番目、水道事業の広域連携について御報告させていただきます。お手元には、A3判の資料5の として「水道事業の広域連携について」、及び冊子版の資料5の として「広島県水道広域連携案」をお配りしております。これらの資料は、いずれも広島県が作成したものです。このたびの説明に際し、資料 の要旨の部分については、若干の修正を加えております。

それでは、A3判の資料5 - をごらんください。水道事業の広域連携につきましては、昨年より県を中心に会議等を踏まえ検討が進められておりましたが、ことしに入りまして、その概要が示されたところでございます。中身につきましては、水道事業の経営や運営基盤の強化を図ることを目的として、広域連携により期待できる効果やその方向性がまとめられているものとなっております。

それでは、主な内容について順に説明させていただきます。項目番号2の主な内容をごらんください。

まず、(1)県内水道事業の概況でございますが、県内では広島市が給水している坂町、府中町を除く21市町が個別に水源から配水管までを整備し、独立採算で水道事業を運営しております。広島県は、このうち本町を含む県南部の13市町に水道用水供給事業として浄水を供給しております。広島県全体での給水人口は平成27年度実績値で269万3,000人となっており、その普及率は94.3%と高いものとなっております。

水道料金につきましては、県内平均で1カ月10立方メートル当たり1,518円となっており、料金格差は3.3倍となっております。

続きまして、(2)県内水道事業の将来見通しと課題でございますが、各市町の推計や平成27年度実績等を基準とし、広島県全体としての40年後の将来見通しや課題が整理されたものとなっております。

まず、経営面をごらんください。給水収益につきましては、将来的な人口減少等により、40年後には水需要が14%、給水収益は15%減少する見込みとなっております。

次に、水道施設につきましては、老朽化等により40年後の更新需要が1.9倍と大幅に増加する見込みとなっており、施設の最適化等について抜本的な見直しが必要とされております。

次に、財務につきましては、給水収益の減少や更新費用の増加に伴い、10年以内に損益赤字となる市町が約5割となり、資金ショートする市町も約3割にのぼるものと予測されています。また、40年後には給水原価が1.6倍と大幅に増加し、現在の水道料金で賄うことのできない市町が増加することが予測されます。

また、運営面につきましては、人材・技術力の課題といたしまして、経験豊かな職員の退職等に伴い水道事業を支える人材が不足し、特に規模の小さい市町においては人材不足が顕著となっております。

こうしたさまざまな課題に対しましては、冒頭でも申し上げましたように、水道事業の経営や運営基盤の強化が不可欠とされており、広域連携は有効な解決手段とされております。

広域連携により期待できる効果といたしまして、資料の右側の表をごらんください。

初めに、施設の最適化でございますが、施設の統廃合やダウンサイジングが可能となり、広域的なアセットマネジメントによる更新投資の平準化や施設の一元化を図ることが期待されています。この最適化による効果額につきましては、40年累計額で建設改良費と維持管理費を合わせて約2,600億円の経費削減が県において試算されております。その他の効果といたしましては、システムの共同化等による管理の最適化、人材確保として経験値の高い職員の広域的な活用、危機管理体制の強化や水道料金の格差解消が期待されております。

(4)広域連携の方向性につきましては、最も広域連携の効果が期待できる事業統合

を全県で目指すことを基本に、市町・県による協議組織として、仮称ではありますが「広島県水道広域連携協議会」を設置し、具体的な検討に着手することが必要であるとこの案ではうたわれております。

この広島県水道広域連携協議会につきましては、平成30年4月に設置が予定されており、本町といたしましては、この協議会へ参加することにより広域連携によるメリット・デメリットを把握してまいりたいと考えております。

水道事業の広域連携についての説明は以上でございます。

議長（山吹） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、水道事業の広域連携については、熊野町において将来的にも安全・安心な水道水が供給できるよう、引き続き協議・検討していただくことを要望します。

暫時休憩いたします。

再開は10時45分といたします。

（休憩 10時29分）

（再開 10時45分）

議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

報告案件、障害者保健福祉計画・第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画について、執行部から説明を受けたいと思います。光本民生部長。

民生部長（光本） 熊野町障害者保健福祉計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画について、お手元に配布をしておりますA3判の資料6に沿って説明をいたします。

本計画の策定に当たりましては、昨年8月に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、現行計画の進捗状況を点検・評価した上で、熊野町地域自立支援協議会において御意見をいただき、原案を取りまとめました。

資料1枚目の左側をごらんください。

まず、1、策定の主旨でございますが、これらの計画は、障害者の地域での自立した

生活を支援し、障害者保健福祉事業を効果的に展開していくために取り組むべき施策の方向性を定め、障害福祉サービス等の見込み量等を推計したものでございます。

次に、2、計画の性格でございますが、障害者基本法を初めとする障害者関係法令にのっとり、また第5次熊野町総合計画の障害福祉に関する個別計画として位置づけ、関連する本町の諸計画との整合性にも配慮して策定をしております。

次に、3、計画の期間でございますが、障害者保健福祉計画は平成30年度から35年度までの6年間、第5期障害福祉計画と第1期障害児福祉計画は、平成32年度までの3年間となっております。

資料の右側をごらんください。4、計画の基本理念でございます。「お互いに尊重し合いながら、誰もが自立し健やかに暮らせるまちづくり」としてあります。障害のある人もない人も、お互いに尊重し合いながら、いつまでも住みなれた地域で個々の能力を最大限に発揮し、あらゆる活動に参加・参画できる地域社会を目指すものでございます。

次に、5、計画の基本目標でございますが、本計画においては4つの基本目標を掲げてあります。なお、これまでの計画では5つの目標としておりましたが、障害者の文化・スポーツなどの社会活動に関する目標と、雇用・就労などに関する目標を統合しまして、基本目標3で、「全ての人の活力ある生活づくり」として整理をしております。

基本目標に沿った各種施策につきましては、1枚めくっていただきまして、2枚目の、6、計画の体系をごらんください。表の左側から、計画の基本理念、次に4つの基本目標とその目標ごとの事業項目、そして、その右側に事業項目ごとの各種施策を記載しております。赤字で示した部分が今回新しく加えた事業項目、施策の部分となりますので、この追加部分を中心に説明をいたします。

まず、基本目標1の「障害や障害のある人に関する理解の促進」でございます。ここで基本目標1が、「障害や障害のある人に関する」というように記載がなっております。「障害や障害のある人に」に訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけございません。

アンケート調査では、地域の皆さんの障害や障害者に対する理解が十分深まっていないという御意見も多くございました。また、障害を理由とした差別も少なからず存在していることが示されました。そのため、(2)の権利の擁護の中に差別解消についての促進を加え、平成28年に施行されました障害者差別解消法の趣旨に基づき、障害者の不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供が受けられるよう取り組んでまいり

ます。

また、選挙等における配慮等ですが、これは国の基本計画にも明示されているもので、障害のある人の個々の状況に応じた選挙情報などの提供のあり方、誰もが投票しやすい投票環境を整備していくものでございます。

また、(4)人財育成と家族の支援を新しく事業項目として追加し、専門職やボランティアコーディネーターなどのスキルアップを図りながら、障害のある人とその家族についての相談やサービス提供体制の充実を図ってまいります。

次に、基本目標2の「障害のある人とその家族の生活の充実」でございます。新しい施策といたしまして、事業項目(3)地域における生活の支援の精神障害のある人の地域での支援、事業項目(4)保健・医療の充実の精神保健福祉の充実を挙げております。近年の精神障害者の増加などを受け、国も基本指針等で示している内容で、精神障害のある人が病院から退院、あるいは施設などから退所した際に、地域での生活が円滑に進むよう、医療機関、その他関係機関が連携して支援を行っていくものでございます。

次に、基本目標3の「全ての人の活力ある生活づくりの推進」では、事業項目(1)雇用・就労の促進の中に3つの施策を加えております。本町における障害者の就労に関する状況につきましては、町内及び近隣に就労支援事業所が充実してきた影響もあり、障害者の就労支援サービスの利用実績は伸びております。今後は、広島障害者就業・生活支援センターなどと連携しながら、就労等に関する相談支援を充実させていきたいと考えております。

最後に、基本目標4の「安全安心なまちづくりの推進」でございますが、事業項目(2)防災・防犯体制の推進に防災関係の施策を二つ加えております。アンケート調査においても、災害時の避難経路の確保、避難生活への不安といった意見も多くありましたが、熊野町地域防災計画等との整合性を図りながら、避難所での支援体制の整備や福祉避難所の充実を図ることとしております。

次に、第5期障害福祉計画と第1期障害児福祉計画について御説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、3枚目の資料をごらんください。資料左側の第5期障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づく計画で、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの、3年間の計画期間における利用見込量や数値目標を定めたものとなります。



資料右側の第1期障害児福祉計画はこれまで障害福祉計画に含まれておりましたが、児童福祉法の改正に伴い、今回から策定が義務づけられたものでございます。障害児通所支援サービス及び障害児相談支援サービスの提供体制や利用見込み量、数値目標を定めた計画となります。いずれの計画も障害者保健福祉計画の理念に基づいて、見込み量、数値目標を定めたものでございます。

左側の第5期障害福祉計画には、4つの成果目標を掲げております。その中の二つ目、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築がこのたび新しく追加した目標となります。国の指針を踏まえ、精神障害者の地域移行を進めるための関係者による協議の場を設置するもので、平成32年度までに1カ所設置することを目指すものでございます。

その他の3つの成果目標につきましては、国の基本指針を踏まえながら、本町のこれまでの実績と現状を考慮した上で設定をしております。

また、下の表は主な障害サービスの見込み量をあらわしたもので、今後利用がふえてくると思われるサービスを赤い字で表示をしております。特に、就労に関するサービスは、事業所の充実などの影響で今後も増加することを見込んでおります。

次に、資料右側が第1期障害児福祉計画となります。成果目標1の児童発達支援センターの設置、あるいは目標2の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の確保などは、本町のみで対応することが難しい部分もございませぬので、今後、近隣市町と協議を進めていくこととしております。

下の表は、障害児通所支援サービス等の見込み量となります。特に利用者が多いサービスが、未就学児の「児童発達支援」、就学児の「放課後等デイサービス」となります。どちらのサービスにつきましても近年利用者がふえる傾向にあるため、今後もふえていくものと見込んでおります。

これら二つの計画は、成果目標の達成や見込み量の確保を図るために、熊野町地域自立支援協議会で協議を行った上で、事業所や関係機関などと連携をとりながら進めていくことといたしております。

説明は以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いいたします。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山吹) それでは、障害者保健福祉計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画については、今後、障害福祉サービス等の利用がますます増加していく中、この計画の進捗状況を把握しながら円滑に事業を進めるよう要望し、次の協議に移りたいと思います。

協議案件、高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画について、執行部から説明を受けたいと思います。

光本民生部長。

民生部長(光本) 高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画について、計画の概要及び介護保険料の改定について、また、3月議会において上程をさせていただきます。介護保険条例の改正等、関係する条例の制定や改正について、お手元に配付をしております資料7のA3判の9枚を用いて御説明を申し上げます。

まず、1ページをごらんください。1、策定の趣旨、2、計画の性格、3、計画の期間でございます。この計画は、団塊の世代が全て後期高齢者となる、平成37年(2025年)までの視点をもって、地域包括ケアシステムの確立を図ることを目的に、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定するもので、計画期間は平成30年度から平成32年度までの3カ年としております。

右ページの6、計画の基本目標でございます。第6期の基本目標と同じ3つの目標を掲げております。

2ページをごらんください。計画の基本目標を達成するための具体的な施策の項目を体系としてまとめたものでございます。

3ページをごらんください。8、計画の取り組みとしまして、主な取り組みと今期から設定することとされました評価指標について御説明をいたします。

まず、基本目標1の「支えあう地域づくり」でございますが、1の1の地域包括ケアシステムの深化・推進における(1)としまして、安芸地区医師会や安芸郡4町で連携しながら、在宅医療・介護連携を推進いたします。具体的には、地域の医療や介護関係者の研修会、住民等への講演会などを実施いたします。

1の2、地域での生活支援の推進としまして、(1)生活支援サービスの充実のための仕組みづくりとして、 ですが、これまで、自治会や商工会、民生委員等を生活支援

コーディネーターとして委嘱をしておりましたが、来年度からは、地域包括支援センターの職員を生活支援コーディネーターとして兼務で配置し、これまでの実績をもとに機能強化を図ってまいります。

ですが、軽度な生活支援、例えば、買い物や掃除などでございますが、軽度な支援を行う生活支援員の養成を今年度から行っており、来年度からヘルパーの資格がなくても行える、基準を緩和した訪問介護サービスを開始いたします。評価指標イでは、支援員の増加を目標としております。

(2) 地域における見守り体制の強化としまして、新聞販売所や銀行などと協定を締結し行っている見守り体制、徘徊SOSネットワークを充実させます。見守り事業所からの連絡で、早期に生活支援体制を整えることができたり、徘徊SOSネットワークの事前登録をすることで、行方不明時の早期対応、発見につながっております。評価指標ウ、エとして、見守り事業所や徘徊SOSの事前登録者をふやす目標としております。

1の3、総合的な認知症対策でございますが、地域全体で支える仕組みづくりが必要で、(1)として、認知症について正しく理解し温かく見守る認知症サポーターの養成を引き続き実施をいたします。特に、現在行っている中学生の養成など、学校と連携を図り、若い世代のサポーターの拡大を図ります。

(2)の認知症カフェでございますが、現在2カ所で月1回開設されており、認知症の人のみならず一般の人でも多数利用されておられます。認知症関係の評価指標はオからクとなっております。

右ページの基本目標2の「いきいきと活動するための環境づくり」でございますが、(1)介護予防事業の推進の としまして、地域で活発に活動しているシルバーリハビリ体操指導士の養成とその活動を支援してまいります。体操を地域に普及させる3級指導士は現在53人で、地域で活発に活動しておられます。地域包括ケアの推進において、自助・互助の視点での取り組みは重要であり、このシルバーリハビリ体操はその中心となる取り組みと位置づけております。評価指標ケ、コとしております。

の介護予防・ボランティアポイント制度ですが、来年度の新規事業としております。具体的な事業内容については現在検討中でございますが、ボランティアや町が実施する健康づくり教室などに参加することでポイントを付与し、そのポイント数に応じて奨励金や奨励品を還元するというものでございます。

(3) 自立支援、重度化防止の促進でございますが、このたびの介護保険法の改正の一つとして、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化が盛り込まれております。その評価指標として、シの後期高齢者の要介護認定率を挙げております。熊野町は、65歳以上の要介護認定率は13%程度と県内の市町で最も低い状況でございますが、75歳以上の後期高齢者の認定率も25%と低くなっております。後期高齢者は要介護状態になるリスクが高くなりますが、自立支援に対するさまざまな取り組みを行うことで、認定率の上昇を最小限に抑える目標値を設定しております。

次に、基本目標3の「安心して暮らすための基盤づくり」の、3の2の(1)介護給付の適正化でございます。これまでは、広島県が策定した適正化計画に基づき実施をまいりましたが、第7期からは各市町が独自で適正化に係る目標値を設定することとされ、ケアプラン点検等の評価指標を定めました。

また、(2)の地域密着型サービス等の指定及び指導監督ですが、町内の6つの地域密着型事業所のほか、総合事業の事業所や県から指定権限が移管される居宅介護支援事業所の指定につきましても、指定・指導監督を行ってまいります。

次に、介護保険料について御説明いたします。

資料4ページをお開きください。4ページ左側の表が第6期、現在の介護保険料でございます。そして、右側が改正後の第7期の保険料となっております。第7期の保険料額は第6期と同額としております。保険料の階層区分は一つふやして11段階としております。また、第7段階から上の階層について、階層を区分する合計所得金額を改正しております。これは国の基準が改正になったことによるものでございます。下線を引いた箇所となります。

なお、町民税非課税世帯の介護保険料については、消費税増税を財源とした公費が投入され、第1段階の保険料率は0.5から0.45に軽減されておりますが、第7期も引き続き実施されます。

次に、第7期の保険料の算定方法について説明いたします。

5ページをお願いいたします。5ページの左側でございますが、算定の手順をステップ1からステップ5で整理しております。

ステップ1では、今後3年間の介護サービス給付費の見込み量、地域包括支援センター業務等を実施する地域支援事業費の見込み量を算出しております。

ステップ2で3年間の総給付費の見込みを算出し、71億4,893万9,000円と

なります。右側はその詳細を掲載しております。

ステップ3以降については、次のページでお願いをいたします。

6ページ左側をごらんください。(3)ステップ3で、3年間に第1号被保険者の保険料で賄うべき負担額を算出いたします。総給付費71億4,893万9,000円に、第1号被保険者負担割合の23%を掛けまして、16億4,425万6,000円といたします。

次のステップ4の算出に当たり、国から交付される調整交付金が影響してくるため、(4)調整交付金について説明をいたします。調整交付金ですが、市町村のそれぞれの状況による不均衡を是正するために設けられておりまして、熊野町では後期高齢者が少なく高所得の割合が高いことから、標準の5%ではなく減額された2.9%から3.6%と見込んでおり、その差額分(不足分)につきましては、第1号被保険者保険料で負担することとなります。

右ページをお願いいたします。(5)ステップ4の第1号被保険者の保険料徴収で賄うべき保険料賦課総額でございます。ステップ3で算出をいたしました第1号被保険者の負担額16億4,425万6,000円に、調整交付金の不足額1億1,799万2,000円を加えまして、町準備基金の取崩額3,493万円を差し引いた、17億2,731万8,000円としております。

(6)ステップ5で、保険料基準額を決定いたします。ステップ4で算出した保険料賦課総額を、保険料収納率と補正後の第1号被保険者数で割り、最後に12カ月で割ります。

7ページをお願いいたします。補正後の人数は表の右側合計欄2万5,435人となり、12カ月で割った保険料基準額は5,696円となります。7ページの右側には第6期との比較を示しております。増額要因と減額要因をそれぞれ差し引き、第6期と同額としております。

8ページをお願いいたします。8ページは、3月議会に上程させていただきます条例の改正及び制定の内容について御説明いたします。

まず、(1)介護保険条例の改正でございますが、先ほど説明いたしました保険料額及び階層区分の見直しと、保険料の減免規定に刑事施設の入所者を加えることなどの改正となります。

(2)は、地域包括支援センターが要支援認定者の介護予防プランを作成する事業所

の運営等についての基準を定めている条例で、国の基準改正に基づき、障害者の相談支援事業所や医療との連携が義務づけられております。

(3)は、町の指定権限を有する地域密着型サービス事業所の人員や運営の基準に関する条例で、国の基準が改正されたことに伴い改正するもので、主な内容として、高齢者や障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするための共生型サービスが位置づけられたことによりまして、それに係る基準の見直しを行っております。

9ページをお願いいたします。(4)の手数料条例の改正でございますが、熊野町が指定権限を有する地域密着型サービスや総合事業事業者、また、県から指定権限が移管される居宅介護支援事業所の新規及び更新申請に係る手数料を徴収するものでございます。手数料単価は県及び県内の市町と同額としております。

次に、条例の制定でございますが、この条例は、要介護認定者のケアプランを作成する居宅介護支援事業所の指定権限が平成30年4月1日に県から移管されることに伴い、指定基準について定めております。町内に8事業所ございますが、現在、事業所ごとに県から6年間の指定を受けており、満了日までみなし指定となります。

説明については以上でございます。

~~~~~

議長(山吹) それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに意見はありませんか。沖田議員。

~~~~~

5番(沖田) 地域における見守り体制の強化のところなんですけれども、町内に見守り協定事業所がたくさんあると思うんですが、現状での成果と課題がわかれば教えてください。3ページです。

~~~~~

議長(山吹) 加島高齢者支援課長。

~~~~~

高齢者支援課長(加島) 郵便局、金融機関ですとか、あとヤクルト、広ガスさん、あと新聞販売所と今協定を交わしています。年に1回連絡会議というのを設けておりまして、そのときにいろいろとどういう現状があるかということもお聞きしております。

一番多いのは特に金融機関で、認知症と思われる方が再々通帳の再発行に訪れたり、1週間前にお金を多額をおろしたのにまたおろしに来られたとかということで、連絡を受

けて、認知症の早期発見、初期対応というようなことも行ってありますし、ヤクルトなどは特に対面で接しておられるということもありますので、どうも状態がおかしいということでもちょっと、特に夏場なんかは脱水症状になられているような方を発見していただいて、連絡をいただき、早期に対応というようなことがございます。

以上です。

議長（山吹） ほかにありませんか。諏訪本議員。

4番（諏訪本） 資料の一番最初のページなんですけど、アンケート調査を実施されたということなんですけども、1,500人の対象で、最初の介護予防のほうについては1,051人、それから下の在宅介護のほうは98人という数字が出てますが、この数字については適正なのかどうなのか、ちょっとお聞きしたいのと。どのように反映されたかというようなこともあわせてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（山吹） 加島高齢者支援課長。

高齢者支援課長（加島） まず、回収率でございます。これにつきましては、ほぼ3年に1回調査を行っておりますが、ほぼこの程度の回収率。ほかの市町の状況を見ても大体このくらいの状況になっているので、調査の件数的には問題はないかなというふうに思っております。

反映の状況でございますが、特に のほうのニーズ調査、これは基本的に調査項目は国のほうが決めております。それにちょっと若干熊野町のシルバーリハビリを知ってるかとか、認知症カフェを知ってるかとかいうような、ちょっとローカル的なものも含まれておりますが、基本的にはどういう疾病で病院にかかっているか、特に熊野町、高血圧が多いとかいうこともございます。そういうところの健康づくりに努めるとか、あと生きがいづくりにどのようなことがしたいかということで、運動、特に運動はしたいとかいうようなこともございますので、先ほども説明に入れましたが、シルバーリハビリの指導士を養成して地域に普及させるとかいうようなことを積極的に推進していくというふうに盛り込んでおります。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、このあたりでまとめとさせていただきたいと思います。ただいまの説明を了とし、3月定例会において関係議案が提出されますので、改めて審議することとしまとめとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめとさせていただきます。

それでは、次の協議に移りたいと思います。

協議案件、国民健康保険事業について、執行部から説明を受けたいと思います。光本民生部長。

~~~~~  
民生部長（光本） 国民健康保険事業につきまして、お手元の資料8で御説明をいたします。

まず、1、国民健康保険制度改革の概要でございます。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成27年5月27日に成立いたしました。現行の国民健康保険制度でございますが、市町が個別に運営をしており、創設以来半世紀が経過する中、少子高齢化の進展に伴い年齢構成が高くなるとともに、高度医療の普及などによって医療費水準が高まり、保険給付費が急増しております。しかし、一方で財政基盤が弱く、多額の法定外繰り入れを行う市町がふえるなど、市町のみでの運営が困難となってきております。

こうしたことから、法改正により、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担い、一方、市町村は地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険税の賦課・徴収、保険給付、保健事業などを行うこととなりました。

次に、右側の県の算定結果をごらんください。算定のフローといたしまして、まず県全体の診療費の総額を推計し、市町ごとに保険料収納必要額を算定いたします。算定方法は県統一の3方式で、所得割、均等割、平等割により按分をいたします。次に、市町ごとに交付される公費等を加減算し、事業費納付金を算定いたします。それにより、激



変緩和措置適用後の保険料収納必要額に標準的な収納率を反映して標準保険料率の算定・提示がありまして、この標準保険料率を参考に本町の保険税率を決定するという流れになっております。

次に、(1) 保険料必要収納額といたしまして、総額 5 億 4,233 万 2,505 円、内訳でございますが、医療分が 4 億 3 8 万 3,737 円、支援金分が 1 億 9 9 7 万 2,626 円、介護分が 3,197 万 6,142 円となっており、県が示した標準保険料率は、医療分では、所得割が 6.73%、均等割が 2 万 6,986 円、平等割が 1 万 8,802 円、支援金分では、所得割が 1.91%、均等割が 7,687 円、平等割が 5,356 円、介護分では、所得割が 1.79%、均等割が 9,263 円、平等割が 4,250 円となっております。これは、1 人当りに換算しますと 1 1 万 6,104 円となっており、県内順位でございますが、23 市町中 19 位、安芸郡内での順位は 4 町中 4 位となっております。

次に、(2) 国保事業費納付金でございますが、総額 6 億 7,260 万 3,669 円となっており、内訳でございますが、医療分が 5 億 9 8 8 万 8,019 円、支援金分が 1 億 2,505 万 7,469 円、介護分が 3,765 万 8,181 円となっており、1 人当たり 1 4 万 2,745 円となっております。算定に使用した被保数及び世帯数は右の参考の表のとおりとなっております、平成 30 年度の推計値でございます。

1 枚めくってください。3、保険税率の改正についてでございます。本町はこれまで 4 方式を採用していたこと、また事業費納付金に係る収納必要額が県から示されたことによりまして、税率を改正するものでございます。

県が提示をしました標準保険料率は、あくまでも参考値であり、各市町の実情に応じて税率を改正する必要がございます。本町については被保険者の減少が見込まれることを勘案し、税率を設定いたしております。改正します保険税率は、この必要額に収納率 95.3%、直近 2 年の収納率の平均で割り戻したもので算定をいたしております。

税率改正案の具体的な設定値についてですが、医療分では、所得割を現行の 5.30% から 6.40% に、均等割を 2 万 8,500 円から 3 万 200 円に、支援金分では所得割を現行の 1.65% から 1.76% に、介護分では、均等割を 1 万 1,000 円から 1 万円、平等割を 7,800 円から 6,800 円に改正するものでございます。

次に、4、モデルケースとしまして 3 つのケースを掲載しております。

まず、モデルケース でございますが、夫 43 歳、妻 40 歳、子供 2 人の 4 人世帯、

介護分がともにある現役世代のモデルでございます。夫の年収を400万円、妻の年収を100万円で、算定の基礎となる総所得金額は301万円、固定資産税6万円で試算しますと、現行の保険税が42万3,000円、改正後が44万6,500円となり、年2万3,500円の増額となります。

モデルケースでございますが、このケースは夫73歳、妻71歳の2人世帯、介護分がともがない前期高齢者世帯のモデルでございます。夫の年金が220万円、妻の年金が120万円、算定の基礎となる総所得金額は100万円、固定資産税6万円で試算をしますと、この世帯は医療分と支援金分の均等割及び平等割に5割軽減がかかる世帯となっており、現行の保険税が10万4,900円、改正後が10万8,000円となり、年3,100円の増額となります。

次に、モデルケースでございます。夫65歳、妻64歳の2人世帯で、妻だけに介護分がある世帯のモデルでございます。夫の年金が220万円、妻の年収が100万円で、算定の基礎となる総所得金額は135万円、固定資産税6万円で試算しますと、2割軽減がかかり、現行の保険税が15万2,700円、改正後が15万5,600円となり、年2,900円の増額となります。

次に、5、国保財政調整基金の状況でございます。平成26年度から29年度までの推移を記載しております。平成29年度の見込みとしまして、残高が3,574万7,937円となっております。

最後に、今後の予定でございます。3月議会におきまして、保険税の改正議案を上程し御審議をいただくこととしております。また、4月に町広報及びホームページにおいて改正の内容を掲載することとしております。

以上で説明を終わります。

~~~~~

議長（山吹） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、このあたりでまとめとさせていただきたいと思っております。ただいまの説明を了とし、3月定例会において関係議案が提出されますので、改めて審議することとしまとめとしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめさせていただきます。

暫時休憩いたします。執行部の入れかえがございます。

（休憩 11時28分）

（再開 11時29分）

議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

協議案件、定住促進拠点施設等の整備・運営について、執行部から説明を受けたいと思います。

宗條企画担当部長。

~~~~~  
企画担当部長（宗條） 協議案件の3番目、定住促進拠点施設等の整備・運営につきまして御説明いたします。右上に資料9とあるものをごらんください。

西公民館跡地での定住促進拠点施設等の整備につきましては、昨年2月の全員協議会で概要説明の機会をいただきました。その内容に基づき、施設の改装工事・建設工事を進めるとともに、新年度からの運営に向け、施設の設置管理条例案を作成しているところでございます。今日は、施設等の整備・運営のほか、使用料等の案につきましても御説明申し上げるとともに、後ほど現地視察をいただくことといたしております。

まず、定住交流拠点施設の概要でございますが、名称は「くまの・こども夢プラザ」を予定しております。子育て支援の拠点、そして、「ひと」や「まち」を温かく育む、という意味合いを「こども」と「夢」の表現に込めたネーミングでございます。

住所は熊野町貴船9番14号、建物構造は鉄筋コンクリート造2階建て、床面積は519.51平方メートルでございます。

施設の機能といたしましては、（1）の子育て支援機能として、西部地域健康センターの子育て支援機能を移転し、事業を拡充いたします。（2）の移住・定住情報発信拠点機能として、各種体験、交流事業のほか、旅館業法の許可を受けた宿泊所を設けます。（3）の就業支援機能として、子育て期の女性の起業や就業に向けた講座など、女性の活躍を促す取り組みを段階的に進めてまいります。（4）の地域コミュニティ機能は、主に屋外スペースとなりますが、一帯のにぎわいを創出するフリーマーケットや地域の祭りなどのイベント会場とするなど、幅広い利用を促してまいります。

次に、施設の内容でございます。資料2枚目の から の平面図もあわせてごらんい

ただければと思います。

まず、1階でございますが、子育て支援センターの主な活動の場となる多目的室、授乳室及び相談室のほか、管理部門の事務所、防犯相談なども行えるフリースペースを設けます。この1階部分は、選挙時の投票所としての必要面積を確保いたしております。

2階は、就業に向けた講座などを開催する研修室、移住定住に向けた「筆づくり体験」などが行える作業室、洋室と和室各1部屋の宿泊室を設けます。宿泊室は洋室6人部屋、和室4人部屋であり、洋室には2段ベッドを3台設置いたします。部屋にはトイレ、洗面、シャワーブースがございます。旅館業の許可を受け、適法に管理運営してまいります。

その他2階には宿泊者の自炊スペースとしても活用できるIHキッチンなどを備えます。このラウンジを初め2階部分のスペースは、食育教室や子育てサークルでの利用など、子育て支援のための利用を図るなど、日ごろから建物全体の有効活用に努めてまいります。

そのほか1階のトイレは多機能トイレ、子供用トイレ、終日外部から利用できる屋外用トイレを設置します。イベント時にはトイレ全体が外部から利用できるよう、シャッターでトイレ以外の部分と区分することができます。

駐車場は一般用と障害者用を、駐輪場についても設置いたします。

部屋の使用料は、公民館を参考に、研修室は1時間300円、作業室は200円、ラウンジは500円。宿泊料につきましては、ユースホステルの料金等を参考に、中学生以上は1泊3,000円、中学生未満は1泊2,000円と、低廉な額を設定したいと考えております。この使用料は、設置及び管理条例案として提案をさせていただきます。

職員体制につきましては、施設長、保育士3名、その他職員の配置を予定いたしております。

続きまして、防災施設の概要でございます。

名称は、「熊野団地防災センター」を予定しております。住所は、住居表示により貴船9番1号が付番される予定でございます。建物構造は木造平屋建て、床面積は82.81平方メートルでございます。附帯設備といたしまして、13.28平方メートルの備蓄倉庫を設置いたします。

この施設の機能でございますが、地域の防災活動及びコミュニティーの育成等を促進し、住民福祉及び防災意識の向上に資するための拠点施設として設置するもので、老朽

化により廃止する消防団第10分団の屯所の機能を確保するほか、地域コミュニティーの場として、例えば、地域の自治会活動や今後設置を促す自主防災会の組織的な活動の場としての機能を持たせるほか、災害時には一時避難所として利用することも想定いたしております。

また、併設する備蓄倉庫につきましては、この団地地域で第四小学校にしか備蓄倉庫がございませんので、それを補うものとして、備蓄計画に基づく毛布類や食料などについて一定数を備蓄いたします。

施設の配置等ですが、資料2枚目の の図をごらんください。向かって右側にセンターの建物、左側に駐車場4台分と備蓄倉庫を配置しております。センターには、消防団の消防車を格納する車庫を設けます。通常、この施設の利用者がいる場所となるのが南に面した集会室となりますが、こちらが15畳の和室となっております。休憩室には、台所、トイレ、一時避難所としての利用を想定したシャワールーム等の水回りを配置しております。

使用料につきましては、地域のコミュニティー活動など、いわゆる貸会議室のような使用については1時間200円を予定しております。設置管理条例において提案をさせていただきます。なお、消防団活動での使用や一時避難者の使用については、使用料の徴収は行いません。

この施設の管理は、定住促進拠点施設と一体的に行うこととしております。

説明は以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに御意見はありませんか。山野議員。

~~~~~  
12番（山野） ここ宿泊設備をどうされるというので、ちょっと先日、総務厚生委員会で見に行ったんですけれども、和室で泊まる場合に南側の面が全面ガラス張りなんです。そこでゆっくり寝れるかどうか。これだけの、今回みたいな寒い日に暖房がどうなるのか、冷暖房がどうなるのかといったことのものをやっぱりよく考えて。私はよく言うんですけど、熊野町で住む場合は、二重窓、二重ドアが必ず必要なんじゃないかというのがありますので、できるだけ建設完成するまでにそういったこともよく考えていただきたいというのと。

もう一つは、障害者がここで就労支援、あるいはお母さんたちの就労支援があるなら、2階に上がるエレベーターが必要なんじゃないかといった、荷物を持って上がるのにも、そういったものもちょっと考えていただきたいのと。

宿泊すると今ごろのホテルには洗濯機が置いてあるんですかね。ちょっと何泊かする場合にはそういうちょっと小さい洗濯機でもあれば非常に便利がいいんですけど、ここ子育て支援、あるいはお母さんたちのことも考えると、子供たちが粗相をしたときに洗うものとか、そういったものや干し場みたいなものもやっぱり少し考えながら、後で完成してからあれもなかった、これもなかったというんじゃないくて、きめ細やかな計画をしていただければいいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（山吹） 宗條企画担当部長。

企画担当部長（宗條） まず、宿泊所の窓ガラスが1枚で寒いと想定されるということでございますが、現状ではカーテンの設置ということになってまいります。それと、暖房につきましては空調ということになってまいります。いずれにしましても、現段階では二重窓、二重ガラス、ペアガラス等の設置についてはなされておきませんが、今後、状況を踏まえて、一応寒いということであればほかの備品対応といったもの、暖房器具を追加するであるとかといったことで当面は対応せざるを得ないと思っております。建具については現況、公民館のものを活用しておりますので、当面はそういったような対応になるかというふうに考えております。

それと、障害者の方の利用ということ。

12番（山野） 就労支援。

企画担当部長（宗條） この就労支援は特に子育て期のお母さん方のキャリアアップを図るということで、そういった起業であるとか、就業に支援して、子育てしやすいまちづくりの一助になればということで計画しておりますので、現状では主に障害者の方にこちらのほうで何らかのサービスを提供するという考えにはおりませんので、エレベーター等の設置については考えてございません。

それと、洗濯機でございますが、子育て支援のスペースには、現状もそうございませ

すが洗濯機がございますので、そちらを設置しておりますが、2階部分、宿泊所については洗濯機のほうは現状では備品で取得するようにはなってございません。いずれにしましても長期的にこちらのほうで宿泊していただくという想定をいたしておりますので、お風呂についてもシャワーのほうで対応させていただいているということでございます。

以上です。

議長（山吹） 山野議員。

12番（山野） 障害者が使わないから2階はエレベーターは要らないという、それはおかしいんじゃないの。例えば2階でガイダンスするとき、例えばいろんな方が会議をされるのに、障害があったら2階に上がれないじゃないか。

議長（山吹） 町長。

町長（三村） 西公民館を建てかえる前からあったんですが、いわゆる高齢者の方も含めて2階に上がりたいということで、たしか五、六年前に建てかえの前に検討しました。構造上無理です、エレベーターをつけるのは。そういうつくりになってない。耐えられないということが判明しておりますので、申しわけないんですが、御承知おき願いたいと思います。

以上です。

議長（山吹） いいですか。諏訪本議員。

4番（諏訪本） 済みません、今町長さんが言われた構造上無理じゃというんが、ちょっとわしよ建築のことがわからんので、もしわかりゃ後で教えてください。

それで、私はこの前ちょっと視察に行ったときに、事務所が南側にあったように記憶しておるんですよ。それで、本来であればやっぱりこういった施設というのは、やはり利用者を大事にすべきということから考えていったら、こちらの資料にはフリースペースであるとか、相談室も南側に事務所に並んであるんでいいとは思いますが、多

目的室あたりは多分寒い北側ではなかったかなというような記憶がしております。こういう形が当たり前なのかどうか、ちょっと私もあれですが、基本的には私はさっき言いましたように利用者優先じゃないかなというような思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（山吹） 宗條企画担当部長。

企画担当部長（宗條） 議員御指摘のとおりであろうと思いますが、ただこの施設、特に1階部分につきましては乳幼児が主に生活する場でございますので、近隣にも民家がございますので、一応まずここらあたりの影響も考えて、一応建物の北側半分を子供たちが常にいる場として設定しているものでございます。なお、採光、明かりの面であるとか、空調、どういうんでしょうか、室内の温度等につきましては空調等で対応いたしますので、現状どおりの形で運用させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） 特にこれを反対して覆せとかまでは言いませんけども、やはり観点というんですか、視点はそこに置いてほしいなというように思います。余り利用される方も、極端なことをいや、のほほん、暖かいところに向けて施設の提供者がおってのほほんとしているよりも、やはり利用者の感情からしても、やはりむしろこの寒いところに行って使うかというようなことは抱かせないように、いろんな工夫やらをしていただきたいというように思います。

先ほど言った、町長さんが言われた、わしちょっとようわからんのですが、構造上できないというのをちょっと一つ教えてもらいたい。

議長（山吹） 町長。

町長（三村） もう一度確認しますが、重量に耐えられない。エレベーターの、私座って話てえんかいの。立たにゃいけんの。エレベーターを設置するときに、この建築士



さんがあるんですが、あるんです、基準が。西公民館はもう大分前でしょう。今改造はしてありますが。だから、構造計算上、エレベーターは設置できないという結論が出ておりますので、それはもう五、六年前です。今の回答で間違いがあったら訂正をしますが、当時調べたときには建設部で調べてそういう結果が出たので、建てかえということも考えたわけでございます。

以上です。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） 済みません、素人なんであれなんですけど、要するに重量物が、エレベーターという器の重量物が構造上耐えられないというふうに考えればいいんですか。

議長（山吹） 町長。

町長（三村） ここで細かい構造計算上の議論をしてもしょうがないんで、後ほど、建設部の、林課長おるじゃない。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） ちょっと町長が言ったのなんですけど、実は内部にはつくれないということでしたので。外部へは一部。ただ、配置等がございまして、うまいこといくかどうかわかりませんが、外部では不可能ではございません。

以上でございます。

議長（山吹） ほかにありませんか。立花議員。

3番（立花） 防災センターのことなんですけど、これは10分団が使われるということで、非常にすばらしい拠点だろうと思うんですけど、中のものは使っても無料、当然無料だろうと思うんですけど、非常に設備はええんですけど、これは各熊野町内の屯所においても、これモデルとなって今後こういうものに変えていけるという、そういったものも考

えておられるのかどうかを教えてください。

議長（山吹） 西村総務部次長。

総務部次長（西村） ちょっと大変難しいあれなんですけども、実際は各屯所につきましては、これまで各自治会等で設置されているという経緯がございます。この団地につきましては各自治会単位でなくて、団地ができたときに大きな集団として屯所ができたという経緯がございます。若干それまでと異なりますか、各地区の屯所と異なっているといった事情がございます。ですので、これがモデルケースとなるかといったら、ちょっとその部分ははっきりと申し上げられないといった状態でございます。

以上でございます。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） 以前も、2年半前ですかね、質問したことがあります。一時避難所の話ですけども、あの当初、計画性はないという話は聞いたんですけども、ただあのときに私が一般質問をした中で、29年にはもう一つできるよという話も覚えております。そういう中で、このたび29年度でこの一時避難所ができるわけですけども、これについてのこれから後もずっと作り続けられるのか。今後の方向性というんですか、計画についてちょっとお尋ねしておきたいと思えます。

議長（山吹） 岩田総務部長。

総務部長（岩田） 以前にお答えしたと変わらないんですけども、避難所をこれから増設していくかというのは、今具体的にあるというものではございません。ただ、避難の非常に弱い地域、そういうものが町内に存在しているのは事実でございます。そこを、今回新宮地区については前も言いましたように地域のソフトが動いたので、既存の町が設営をしておる避難所まで誘導していただく、その一時の中継地点としてソフトと熊野町の若干のハード整備のあれを一緒にして、避難体制を強くしていこうというふうに考えたものでございます。

場所をどこにつくるとかということではなくて、そういうふうには地域の中に避難所まで遠い地域はまだございますので、そういったところについては今後、新宮と同じような状態がもし出たときに、それはもちろん予算も伴いますので、議会に御相談の上ですけれども、そういったものは否定してはおりません。ただ、計画的にあの地域に待避所をつくっていくよというのは今のところ持ってないということでございます。

それから、今の熊野団地の今回の件につきましては、今ちょっと総務部次長も申し上げたんですが、第10分団の消防屯所というのがちょうどいろんな問題を抱えていたんですね。駐車場が全然ないとか、近隣のお宅に非常に迷惑がかかっているような状況もあったので、これが都市再生の中に採択になったことを機に、若干今回建てかえのほうに町のほうも加わったということになっておるわけですが、これはあくまでも団地の屯所機能と、それと熊野団地には備蓄機能がございませんので、その備蓄機能をセットにしたと。

それと、若干というんですか、地域についても集会所もございませんので、もしコミュニティで使える場合は若干あいてる時間は使ってもらっても構わないんじゃないかというふうには考えておりますし、もう一つは、一時退避がもし出た場合に、くまの・みらい交流館を全てあけて受け入れるような状態がいいのかどうなのか。1世帯だけの退避であれば、小さいところで受け入れるところがあれば、これはここでも可能なんじゃないかというふうに、利用がそういった拡大できる可能性があるというふうに考えているわけでありまして、避難所としてここをつくったという考え方ではございません。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~

4番（諏訪本） だから、趣旨からすれば、最初に言われた海上側の避難所とここの避難所というのは、設置の目的というんですか、経緯が違うというように捉えていいんですか。

~~~~~

議長（山吹） 捉えてええかで返事をちょっと。内田副町長。

~~~~~

副町長（内田） おっしゃるとおり、目的が違います。先ほどもありましたが、東部の

場合に一番近い避難所という形で考えていきますと、東部地域健康センター、もしくは現在の東公民館と。そこまでの避難をするために、一時的に大雨なんか降ったときにとりあえずは一時的に逃げていただく場所ということで、地域からの要望等もあり、ちょうど場所の提供とかいろんな形のものもございまして、その中でつくっていったというのがこのものです。

今回の団地の屯所、避難場所につきましては、先ほども説明をさせていただきましたとおり、実は消防の屯所というのは基本的には消防車を入れるものであると。各地域に置いてあるのは老人集会所もしくはコミュニティセンターの隣に屯所を置いて、それと一緒に使っていると。今回の団地の屯所につきましては、その滞在所、地域のコミュニティセンター的なもの、確かにそれぞれの団地のものはあるんですけど、この団地だけは5つの自治会の中で屯所が1カ所あるという形の中で、ちょっと変わった形の形態を持っています。

それと、先ほど部長のほうから説明がありましたように、国のほうの補助金、有利な補助金もありましたので、いろんな兼ね合いをもちましてつくったものであるということで御理解をいただきたいという形のものでございます。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~  
4番（諏訪本） だから、どっちかというコミュニティの色彩が割合強いというように受けとめたんですけども。

先ほどから話がありますように、そういう地域の要望であったりとか、そういうことがあればこういったものがまたつくられると。私は根本的に前から言っておりますように、やはりこれには限界がある。先ほどもみらい交流館を使ってという話もありましたけども、やはりこういった施設については限界があるんで、やはりいろんな限られた予算の中で、やはり余り無駄遣いといったら言葉が悪いですけど、そういったことのないように、やはりこれはみんなが一時避難所を町内全部つくると大変ですよ。コミュニティも含めて行ってね。だから、そういった今ある施設についても、それは極端なことをいえば一時避難所にもなったり、今の自治会館等にしましても一時避難所になったりすることだってあると思いますが、こういった新たな施設整備についてはやはり慎重に

といたしますが、期していただきたいというように思っております。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 済みません、2階なんですけど、研修室で就業に向けた講座をしたり、作業室で移住体験として筆づくり体験をするということなんですけど、トイレですよね。2階のトイレなんですけど、これ宿泊室からは使えるようになってますが、その他のところからは入れないんじゃないのかなというふうに、今この図面を見て思うんですけど、研修室で就業支援の講座をするということはお母さんが子連れで来られるということですし、またこの筆づくり体験なんかをしたり、スペース、ラウンジのほうでも食育教室なんかをするということになると、直接入れるトイレというのが2階にないのは、ちょっと利用者にとって不便じゃないかと思うんですけど、いかがですか。

議長（山吹） 宗條企画担当部長。

企画担当部長（宗條） 2階の宿泊室にあるトイレにつきましては、これはあくまでも宿泊者用のトイレということになりますので、2階を御利用いただく方については、1階のトイレを使用していただくということになってまいります。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） ですから、今言ったように、子連れで研修に来られているお母さんとか、筆づくりの体験をされる方や、食育をされてるラウンジで利用されてる方にとっては非常に使いづらい施設になるのではないかとということなんです。もうここまで図面ができて上がってますので難しいというのはわかるんですけども、その辺をもう少し配慮していただかないと、せっかくつくった施設も利用しづらいということになるので、今後検討していただきたいと思います。

議長（山吹） 町長。

町長（三村） 沖田議員の気持ちもよくわかるんですが、いろんな機能を追加していくと結局改装の費用が、地方創生資金で5,000万いただいております。半分の。だから、1億、簡単にいろんな機能を加えると、気持ちはわかるんですよ、簡単に1億5,000万から2億になります。うちはその分負担していきますので、やはり補助金をいただいた範囲内で物を考えていくということを基本にさせていただかないと、ことしも財政運営は厳しいんですが、より厳しくなりますので、そこら辺は御希望どおり、100点満点行かないということを御承知おき願いたいんですが。

以上でございます。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） おっしゃることはよくわかるんですよ。ただ、せっかく投じていただいて、町民のためにやっていただく。非常に努力いただいておりますのはよくわかります。であります、私の勉強不足でしょうが、これ協議案件なんだろうが、報告案件としての今の回答を皆さんからいただいているなら私も納得いただけるんですが、協議案件での、今の協議内での回答というのは非常に不適切なような気がするんですね。

もうでき上がってるわけですから、ほぼ。図面の段階じゃないですよ。協議をされる、協議をしてやろうというのであれば、もっと早い段階で、設計図書ができ上がって、議員の皆さん、どうですか。今数人の方から意見が出た。意見が出るということは町民の不平が使用するに当たって出てくる可能性が大ということですね。この辺をもうちょっとシステムの、もうちょっと早い段階で、工事にかかる前にやっていただくのが私は理想だと思います。

今の段階で協議言われても、これ報告案件のような気がしますね。この後の資料10にも出てくるんでしょうけど、もっと予算がおさまる、おさまらないに関しては、町執行部、一生懸命考えていただいているんでしょうが、それも踏まえた上での町民代表の議員の意見も前もって聞くべきではないかと。利用者のためにせっかく投じていただく、町民のためにせっかく投じていただく、そのことをもうちょっとよう考えていただければいいと思うんです。これ協議案件じゃないですよ。

議長（山吹） 宗條企画担当部長。

企画担当部長（宗條） これまでの説明につきまして、不十分な点があったのではないかと考えております。トイレに関して申し上げます、これは全ての事業についてそうではないのですけれども、母親が2階でいろんな諸活動をする間については、その時間については子育てから離れていただいて、自由な時間を持っていただくということで、1階の子育て支援センターの多目的室のほうで子供さんを預りながら2階のほうで自由な活動をしていただくということを基本に考えてございましたので、2階に子供さん専用のトイレを設けるであるとか、そういったところまでの充実まで手が及ばなかったというところがございます。

以上でございます。

議長（山吹） それでは、このあたりでまとめとさせていただきたいと思えます。ただいまの説明を了とし、議員から出ました意見を十分に踏まえ、今後検討していただくことを要望し、また3月定例会において関係議案が提出されますので、改めて審議することとしまとめとしたいと思えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめとさせていただきます。

暫時休憩いたします。

再開は1時半といたします。

（休憩 12時01分）

（再開 13時30分）

議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

協議案件、西部ふれあい広場の設置及び管理について、執行部から説明を受けたいと思えます。沖田建設部長。

建設部長（沖田） それでは、協議案件4番目、西部ふれあい広場の設置及び管理について御説明いたします。

それでは、資料 10 - と、10 - のほうをごらんください。3点に分けて御説明させていただきます。

まず1点目、1、西部ふれあい広場の概要でございますが、この広場は、国の都市再生整備計画事業を活用し、熊野団地地区の地域生活基盤施設事業として、神田浄水場跡地である神田23番地に多目的広場や公衆トイレの整備を行い、町民の多目的な活動や交流ふれあいの促進、健康促進を図る施設として、自由な休憩休息や軽易なボール遊戯の場所として利用することを目的に設置いたします。

整備面積は、多目的広場部分2,645平方メートルと、公衆トイレ棟部分等を合わせまして3,830平方メートルでございます。広場には、公衆トイレ、パーゴラ2基、水飲み場1カ所、多目的広場にバスケットゴール2基を備えつけております。

管理の形態でございますが、広場に管理人は配置いたしません。広場の利用時間につきましては、特に制限を設けず、いつでも自由に入出りができるものとしております。また、広場利用にかかる使用料徴収はいたしません。日常の清掃管理につきましては、ほかの公園と同様に、公園清掃等報奨金による地域活動での清掃団体を募集し、お願いすることを予定しております。

続きまして、2点目の条例制定の趣旨でございますが、西部ふれあい広場を平成30年4月1日から供用開始することに伴い、その設置及び管理につきまして条例において必要な事項を定めるものでございます。

最後に、3点目、条例案の骨子概要でございます。

第1条におきましては、広場の目的及び設置について、多目的な活動の場として、町民の交流ふれあいの促進、健康促進を図る施設として設置することを規定いたします。

2条では、広場の位置を神田23番地とし、3条において、広場は広く町民に開放するものであることを規定する予定でございます。

第4条でございますが、広場内での禁止行為として、熊野町都市公園条例に規定されております行為の禁止事項に準じた行為を禁止するとともに、ゴルフクラブやバット等の使用禁止、ほかの広場利用者に危険または迷惑を及ぼすおそれのある行為の禁止を規定します。

続いて、第5条において、広場の損壊その他の理由によりましてその利用が危険であると認められる場合など、利用者の危険防止等のため利用制限ができる旨を規定いたします。



第6条において、条例の施行について必要な事項については町長が別に定めることを規定いたします。

なお、この条例の施行期日は、平成30年4月1日を規定するものでございます。

西部ふれあい広場の設置及び管理についての説明は以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに御意見はありませんか。片川議員。

~~~~~

6番（片川） あそこは割と夜薄暗いところですよね。子供たち、学生もよく通るところなんですが、多感な時期の子も含めて、トイレと犯罪に対する防犯意識、それに対する対策というものは何かお考えでしょうか。

~~~~~

議長（山吹） 沖田建設部長。

~~~~~

建設部長（沖田） 今のところ、議員御質問の防犯等に関するそういった設備等については、特段、今のところは予定はしておらない状況です。

以上です。

~~~~~

議長（山吹） ほかにありませんか。諏訪本議員。

~~~~~

4番（諏訪本） 細かなことなんですが、バスケットのコートを設置されるというふうになっておりますけども、これはきちっとライン、あるいはゴールも正規なコートとして設置されるのかどうか。それから、またなぜバスケットなのか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

~~~~~

議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

~~~~~

都市整備課長（穂坂） バスケットのコートでございますけども、ゴールを2基設置しまして、四つ角に目印は置きまして、24メートル掛ける13メートルのコートで予定をしております。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） ちょっと補足ですけれども、コートとしてのラインは引かないということで、自由にゴールを使って遊んでいただくということを想定しております。

以上です。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） 24メートル掛ける13が正規なんですかね、ちょっとわしもよう覚えてないんですが。それから、なぜバスケットなのかということのもちょっとお聞きしたんですけども、種目の中ではバスケット、私の記憶でいえば昔中学校、高等学校で一番登録人数が多いのはバスケットだったんですね。今ちょっと最近ではサッカーに負けとるようです。要するに、登録人数ですね、種目別のね。それでいうたらちょっとバスケット人気陰りが見えるところなんですが、何でバスケットなのかという、あの地域は盛んとかというようなこともあるんかどうか、ちょっとお聞きしたいと思ったんですが。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） なぜバスケットボールなのかということでございますけれども、町内にそういった自由に使えるバスケットゴールを備えた広場が、公園も含めてですね、学校の運動場には備えつけてあるところもございますけれども、そういったかた苦しいことではなしに、気軽に寄っていただいて、バスケットボールを使った遊びができるようにということで設置いたしました。

それと、2基バスケットゴールを設置いたしますけれども、これを使って競技をしてみらうということはちょっと想定しておらない状況です。

以上です。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） だから、バスケットをしようと思ったら当然家からボールは持っているかやいけんですよね。だから、ここにボールがあるわけじゃないんでね。

私がちょっと思ったのは、やはりやるならきちっとね、まち流に言うたりするとよくスリーオンスリーとか、都会のまちの街角でやったりするようなことも含めたりするようなことをちょっと私は想定したんですが、できれば余り固定物をつくってしまうと利用がかなり制限されるんで、ちょっとそこら辺はどうかなと思ったりはしますが、一応もうできとるんでとやかくは言いませんけども、またいい方向に持っていってもらいたいというふうに思います。

以上です。

議長（山吹） ほかにありませんか。沖田建設部長。

建設部長（沖田） 議員さんおっしゃられたスリーオンスリーですかね。ああいった少人数でやられる遊びは、遊びとっていいものかどうかはわかりませんが、ああいった程度のものは許容できると思います。

以上です。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） 資料の中に軽易なボール遊技とありますが、どの程度がこれになるのかというのと、あと防球ネットが高さ4メートルということであるんですが、車の通りの激しい場所に位置しておるところですので、これで足りとるんかというのをちょっとお伺いしたいです。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） ボール遊びの想定してる内容でございますけれども、当然、キャッチボールとか、サッカーボールを使った軽いパス練習とか、そういったものは想定しております。反対に、ボール遊びと申しますか、ゴルフの練習とか、あと金属製、木製の

バットを使ったノック等はちょっと規制しようかなというところでございます。プラスチックを使った子供のおもちゃのバット等を使ったものまでは規制をしようとはしておりませんが、そういった中で、ちょっと今あるネットで十分ではなからうかと想定しております。

以上です。

議長（山吹） 尺田議員。

1番（尺田） ふれあい公園ですかね、あそこも割と子供らがボールを公園の外にやって、近隣住民からの苦情とか、ああいったものもよく聞くわけなんですけど、せめて道路沿いぐらいはもう少し高さのあるものを確保してもらえたらと思いますので、お願いします。

議長（山吹） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、このあたりでまとめとさせていただきます。ただいまの説明を了とし、3月定例会において関係議案が提出されますので、改めて審議することとしまとめとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめとさせていただきます。

以上で執行部からの報告及び協議を終わりたいと思います。ありがとうございました。暫時休憩いたします。

（休憩 13時42分）

（再開 13時43分）

議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより後は議会の協議事項に移りたいと思います。

協議案件、熊野町選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題としたいと思います。

この件につきましては、平成26年3月議会で議決しました現在の選挙管理委員と補充員の任期が3月29日で終了するために、改めて委員と補充員を3月議会で選挙する

ものです。お手元に配付しております資料 11 のとおり、今後の議会において議案を提出する予定です。2 ページ目には現在の委員、補充員の状況を載せております。続いて 3 ページには次期の委員、補充員の案を作成しております。この案は、今協議会で御意見をいただくために暫定でつくったものでありますが、本日皆さんに御同意いただければ、この案をもって議長指名推選により選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。それでは、本案をもって議会において議長の指名推選により選挙を行いたいと思います。皆さんよろしく願いいたします。

大瀬戸議員。

10 番(大瀬戸) 選挙管理委員というのは議会が決めていう段取りじゃったんですかね。

議長(山吹) そうです。

10 番(大瀬戸) 議会主導ということですか。

議長(山吹) そうです。

10 番(大瀬戸) ああ、そうですかね。ならいいです。

議長(山吹) 立花議員。

3 番(立花) 新しくなれる人の本人の経歴じゃないけど、ああいうのがあるじゃないですか。ああいうものは本会議の中では出てくるんですか。推薦とか、ああいうものはなしで。

議長(山吹) ちょっと休憩します。

(休憩 13 時 45 分)

(再開 13時55分)

議長(山吹) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

今の案件については、本案をもって議会において議長の指名推選による選挙を行いたいと思います。皆さん、よろしく願いいたします。

報告案件、各常任委員会の活動状況について、各常任委員長から報告を受けたいと思います。

最初に、時光総務厚生委員長、お願いします。

~~~~~

7番(時光) 総務厚生委員会は、この1カ月活動をしておりません。

以上です。

~~~~~

議長(山吹) 次に、片川文教委員長、お願いします。

~~~~~

6番(片川) 文教委員会としましては、1月26日、教育委員会に出席いただきまして、1学期、2学期の主要事業の実績報告、それを踏まえた上で懇談会、活発な意見交換をさせていただきました。含めて、3学期への要望も上げたところでございます。

引き続き、2月14日、生涯教育施設への視察をしてまいりました。

以上でございます。

~~~~~

議長(山吹) 次に、民法産業建設委員長、お願いします。

~~~~~

8番(民法) 産業建設もこのたびはやっておりません。

以上でございます。

~~~~~

議長(山吹) 各常任委員長からの報告が終わりました。この報告について、質疑があればお願いします。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山吹) それでは、各常任委員会の活動状況についてはこの程度として、次の報告に移りたいと思います。

報告案件、議会運営委員会の活動状況について、議会運営委員長から説明を受けたい

と思います。

沖田議会運営委員長、お願いします。

~~~~~

5番（沖田） 議会運営委員会も今回は活動状況はございませんが、3月定例会に向けて議会運営委員会、3月1日の13時30分から行いますので、本日お配りしていると思うんですが、委員の皆様、出席をよろしく。13時30分、済みません、熊野高校の卒業式があるのでお間違えのないように、3月1日13時30分から開催いたしますので、委員の皆様、御出席のほどよろしく願いいたします。

以上です。

~~~~~

議長（山吹） この報告について、質疑があればお願いいたします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、議会運営委員会の活動状況についてはこの程度として、次の報告に移りたいと思います。

報告案件、議会広報特別委員会の活動状況について、議会広報特別委員長から説明を受けたいと思います。

諏訪本議会広報特別委員長、お願いします。

~~~~~

4番（諏訪本） 広報委員会のほう、今月特にこれまで活動はしておりません。次の106号に向けて、議会終了後、また活動を開始したいと思います。

以上です。

~~~~~

議長（山吹） この報告について、質疑があればお願いします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、議会広報特別委員会の活動状況についてはこの程度として、次の報告に移りたいと思います。

報告案件、広島県後期高齢者医療広域連合議会について、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員から説明を受けたいと思います。

沖田議員、お願いします。

5番（沖田） 2月14日に平成30年第1回定例議会が開催され、出席してまいりました。本定例会には執行部より7議案が上程され、全て原案のとおり可決されました。主な内容は、平成29年度一般会計補正予算や平成30年度一般会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算などでした。

報告は以上です。

~~~~~

議長（山吹） この報告について、質疑があればお願いします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、広島県後期高齢者医療広域連合議会についてはこの程度として、次の協議に移りたいと思います。

続いてその他ですが、まず私のほうから、町内のイベント等の式典における議員紹介について、確認をさせていただきます。

以前皆さんに相談をさせていただいた式典における議員1人ずつの紹介やマイクを回しての自己紹介については、熊野町議会議員の皆さんという一括の紹介でよいということになりましたが、しかしながら子供が成人を迎える成人式においては町議会議員として1人ずつお祝いなどを述べてもよいのではないかということを感じております。実際に、このような意見もいただいておりますので、このことについて、議員の皆さんの御意見を伺いたいと思います。

どうでしょうかね。私が思いますのに、皆さんが同じような形で紹介されるんだったらいいんですが、前回の成人式のときに、一括でもう町会議員の皆さんですと一括で紹介されたんです。それで、そのときに各恩師の先生方がマイクを持っているとお話をされたり、思い出話をされたりされたんです。だから、成人式ですから、やっぱり成人になって選挙権も18からになってますし、もう二十歳になったら投票権もありますし、その辺で、議会への関心も持ってもらうためにも、成人式に限ってはそのほうがいいんじゃないかなという、私の思いはそういう思いがあります。その辺で、皆さんちょっとその辺をどのようにお考えか聞いてみたいと思うんですが。

民法議員。

~~~~~

8番（民法） 議員の皆さんですという紹介よりも、出席した議員の名前を言うて、1人ずつの紹介でいいんじゃないか。1人ずつマイクを持っていったらまた時間もかかりま



すし、おめでとうということだけじゃろう思うんです。

議長（山吹） それはそれで、前にも、以前もその話をしたんですよ。だから、最低限、皆さんと同じような紹介でいいんじゃないかねというような話になったんです。だから、成人式に限ってちょっと問題が。だから、体育大会とか、駅伝大会とかというのは。

8番（民法） 駅伝大会とかは町議会議員の皆様方で紹介ですが、成人式の場合は名前、例えば大瀬戸議員、出席された名前の議員を言うて紹介に終わりますいうて。

議長（山吹） だから、この間も文教のほうで話をさせてもらったんですよ。だから、恩師の先生方も同じじゃなければ問題ないんですけども、ちょっと恩師の先生だけは表に出られて、やっぱり議員さんの紹介を怠ってるんじゃないかなというような雰囲気でもあったんです。

時光議員。

7番（時光） 恩師の先生が一言言うと、成人の方々が、あの先生じゃいうてざわざわしとったじゃないですか。私らが一言言うたけえいうてざわざわもしゃあせんし、また町会議員がしゃべりようぐらいのことなら、今までどおり町会議員の皆様で。恩師の先生は彼らに近いわけですから、今までどおりでええんじゃないかと思えます。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） 私は今のしゃべるよりも、呼名だけ、呼名だけ。要するに、町会議員の名前だけを、私らがあそこでしゃべったって、恩師の先生がその後やりますから、言うたらね、わしらはかえって邪魔者になってしまう。だから、私は司会者が呼名をするだけでいいんじゃないかなと思えます。

議長（山吹） だから、やっぱり私が思うのは、議会に議員の存在感というか、やっぱり議員へ、議会へ関心いう、若い者が割と、徐々にではありますが出てきておるところで、あれじゃあちょっと寂しいと。実際にあったんです、そういう意見が。あったんで

す。だから、今のままでええ言われれば、また教育委員会のほうに、今の恩師の先生方も同じようにやっちゃもらえんかという話を、この間も文教委員会のために話が出たんです。だから議会で一応話し合ってみてくださいということだったんで、きょうこのように上げさせてもらいました。

沖田議員。

~~~~~

5番（沖田） 私も諏訪本議員と一緒に、1人ずつマイクをにぎる必要はないと思うんですが、やはり大人になるという、成人するという式典なので、やはり議長がおっしゃったように、そういう議会に関心というか、そういうものも含めて、個別に司会者から紹介していただく形でいいんじゃないかと思います。

~~~~~

議長（山吹） 片川議員、ちょっと意見を。

~~~~~

6番（片川） 黙っておこうと。要するに議会改革等で皆さん協議なさった中の事項の中にもあったと思うんですね。とかく国の中でも若者の政治離れ、関心離れというところを訴えてきた中で、当議会改革委員会においても若者にどう興味を持たすか。成人を迎えるというときに有権者になってきます。18からということもあるんですけど。

町の中で執行していく、それを執行するのをマルバツつける議会というものを、やはり主役は子供たちなんですね。前回文教委員会が出たのは、主役は子供たちなんであるが、そういう意識づけをさすべきではないんだろうかという意見にまとまったように思います。私もそのように思いますから、別に我々が目立つ必要はないんですが、邪魔をする必要もない、時間をとる必要もない、無駄なことです。最低限の議会の立ち位置、熊野町の大人の仲間入りをしていただいたときの、子供たちが大人になったときの議会とは何たるかというところで、どうない、あれぐらいのもんかというようなことじゃさえないような気がしますね。

今おっしゃったように、お二方おっしゃったようなやり方が理想なのかなと思ってます。主役の邪魔をしてもいかんし、近しい先生方にあせる必要もないですし、というようになところですよ。

~~~~~

議長（山吹） ほかにありませんか。

だから、きょう、こうやって意見が出ましたことをまた主催者の教育委員会のほうとお話をさせてもらって、皆さんの意見がわたるように話し合いをしていったらと思いますが、どうでしょうか。

（「はい」の声あり）

議長（山吹）　じゃあそのようにさせていただきます。

それでは、以上をもちまして全員協議会を終了したいと思います。

（閉会　１４時０９分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長